

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	文化生活部生活衛生課生活営業係
内線番号	4757

No.	項目	内容
①	処分名	相続による旅館業の営業者の地位の承継の承認
②	法令名	旅館業法
③	法令番号	昭和23年法律第138号
④	根拠条項	第3条の4第1項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:保健所長)
⑥	法令の定め	第三条の四 営業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該旅館業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。)が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。
⑦	審査基準	・申請が被相続人の死亡後60日以内に行われること。 ・旅館業法第3条第2項、第3項、第4項、第3条の4 旅館業法施行規則第1条の2、第3条 京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例第3条、第4条 京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例施行規則第5条
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	・京都府警察本部(旅館業法第3条第2項各号のうち暴力団員に係るものに関する該当性の照会) ・申請に係る施設の周囲概ね100メートルの区域内にある学校(大学を除く。)、幼保連携型認定こども園、児童福祉施設、各種学校、公民館、図書館、博物館、街区公園、その他、地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人が設置する公民館若しくは図書館に類する施設又はスポーツ施設の管理者(旅館業法第3条第4項及び京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例第4条に定める者)
⑩	標準処理期間	(⑩合計期間) 10日～20日
	経由機関	
	協議機関	3日～10日
	当該処分機関	10日
⑫	問合せ	生活衛生課生活営業係(075-414-4757)
⑬	備考	